国民健康保険または後期高齢者医療の

限度額適用・標準負担額減額認定証_ (減額認定証)

医療の減額認定証の有効期限は平成23年7月31日までと なっています。 現在交付されている国民健康保険または後期高齢者

をお持ちの方)国民健康保険の減額認定証

ので、 が生じることになります) 月の初日から有効となります さい。(認定証は申請を行った されますと、認定されない月 に更新の手続きを行ってくだ 必要な方は、8月31日州まで を送付しますので、引き続き 請のお知らせ」と「申請書_ 可能な方には、7月中旬に「申 平成23年8月以降も認定が 9月1日以降に申請を

なお、 「区分Ⅱ」の認定証をお持 現在「区分C」また

)後期高齢者医療の減額認定

①平成23年8月以降の認定区分 認定証をお持ちの方

期間内の入院日数の合計が91 食事代が更に減額されます。 日以上の場合は、申請日から ちの方で、その認定証の有効

証をお持ちの方

が 「区分I」 に該当する方

手続きの必要はありません) 送付します。(自動更新のため 8月上旬に新しい認定証を

②平成23年8月以降の認定区分 が 「区分Ⅱ」に該当する方

ります。



されない月が生じることにな となりますので、9月1日以 請を行った月の初日から有効 行ってください。(認定証は申 付されますので、必ず8月31 お知らせ」と「申請書」が送 ります) 降に申請をされますと、 日州までに更新の手続きを 者医療広域連合から「申請の 7 月中旬に山口県後期高齢 認定

葬祭費の支給申請を

国民健康保険または後期高齢者医療保険 の被保険者がお亡くなりになられた場合、 その葬祭を行われた方に対して、申請によ り保険者(町または山口県後期高齢者医療

受け付けています

広域連合)から5万円を支給しています。 対象となられる方で申請を行われていな

い方は役場健康増進課医療保険班、各総合

支所または各出張所で申請を行ってくださ

なお、葬祭を行なわれた翌日から2年を

経過しますと時効により支給ができなくな

りますので、ご注意ください。

・葬祭を行なったことがわかる書類

(会葬礼状や葬祭費用の領収書など)

医療保険班

■手続きに必要なもの

定証の有効期間内の入院日数 定証をお持ちの方で、その認 現 在 「区分Ⅱ」の認

> 確認のため、については、 ていただき更新することにな ※「区分Ⅱ」に該当になる方 をご持参ください。 など、入院日数の分かる書類 す。申請の際は病院の領収書 で食事代が更に減額されま

長期の入院日数 申請書を提出し

合 院日数の合計が91日以上の場 の方で、その認定期間内の入 分C」の減額認定証をお持ち (病院の領収書など) 入院日数が確認できる書

保険班、 出張所 申請場所 健康増進課医 の更新手続きは8月31日までです

必要なもの

·保険証

・現在交付されている平成22

・現在、「区分Ⅱ」または「区 年度の減額認定証

各総合支所または各

院)の場合は、申請すること の合計が91日以上(長期の入

■問い合わせ 健康増進課

療保険班

※ 同 の際は、各総合支所または各 らっしゃる場合(未申告の状 していただくようお願いしま 出張所の窓口で、まず申告を できないことがあります。 態)、本来の負担区分判定が がまだお済みでない方が 一世帯内に住民税の 申 V

30820 (77) 5502

■問い合わせ 健康増進課 **2**0820 (77) 5502

申請人の通帳

• 印鑑

い。